○松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和７年７月７日

条例第３１号

（趣旨）

第１条　この条例は，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。次条において「法」という。）第３４条の１６第１項の規定に基づき，乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第２条　この条例で使用する用語は，法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第３条　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は，乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって，その基準とする。

付　則

この条例は，公布の日から施行する。